

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	2-214
処分の種類	違反行為の中止 その他の措置命令			
根拠法令条例等・条項	道路法第48条の12			
処分の概要	自動車専用道路に立入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行している者に対し、行為の中止、その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令の定めにおいて処分についての判断基準が具体的に規定しつくされているため)			
基準の制定根拠	—			